

公の施設の使用料等の改定について

1 公の施設の使用料等改定について

公の施設の使用料等については、受益者負担の考え方を示した「受益者負担見直しに関する基本方針」に基づき、3年ごとに見直しを行っています。

その結果、荻野運動公園ほか7施設について、行政改革調査委員会及び市民の皆様の使用料等改定（素案）をお示しし、御意見を伺いながら検討を進めてきました。

こうした検討過程において、行政改革調査委員会からの答申において、「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的な影響を考慮して、改定の時期については慎重に判断されたい。」といった意見もありましたので、使用料等の改定の内容と改定期間について本市行政の重要施策等を審議する庁議において協議した結果、使用料等の改定の必要はあるものの、改定する時期ではないと判断し、次の理由により令和3年度の使用料等改定は行わないこととしました。

なお、今後の使用料等の改定の際には、改めて市民の皆様から御意見を伺いながら手続を進めます。

※令和3年度で使用料等の改定を行わないこととした理由

公の施設の使用料等については、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設利用者には、受益（施設利用）の対価として、相応の負担を求めべきであるということを基本的な考えとし、施設利用者には施設運営に係るコストを参考に設定した使用料等を負担していただいています。

この基本的な考え方に基づくと、今回検討を進めてきた使用料等の改定は必要と考えます。

しかし、その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている子育て世帯や学生、生活困窮者への給付金の支給を始めとした各種支援が講じてきたところです。

こうした新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた方々への給付等の支援や社会経済活動の正常化に向けた経済対策が行われている現在においては、使用料等を改定する時期ではないと判断し、令和3年度については使用料等の改定を行わないこととしたものです。

2 公の施設の使用料等の見直し及び改正に向けた検討の経過等について

(1) 公の施設の使用料等の見直しの経過

施設使用料等の見直しに当たっては、使用料基礎額（人件費を含む施設の維持管理・運営に係る経費に対する1時間当たりの貸室コスト）を算出し、使用料基礎額や他市の同類施設の料金との比較を行いながら、適切な使用料が設定されているか見直しを行いました。

【使用料基礎額の計算方法】

【1時間単位貸館の場合】

$$\frac{[\text{※施設維持管理・運営に係る経費(光熱費、警備、清掃等)} + \text{人件費}] \times \text{面積}}{\text{年間提供可能時間} \times \text{提供面積}} \times \text{消費税率 (1.10)}$$



※維持管理・運営経費及び人件費は、過去3年間の平均とします。

使用料基礎額(1時間当たりの貸室コスト)

(2) 公の施設の使用料等の見直し結果

見直しの結果、次の施設について使用料等の改定に向けて、附属機関である行政改革調査委員会及び市民の皆様から御意見を伺いながら検討を行うこととしました。

なお、使用料等を設定していない施設における使用料等の設定については、検討結果がまとまり次第、市民の皆様にお示しし、改めて御意見を伺います。

ア 荻野運動公園（メインアリーナ、サブアリーナ）

イ ぼうさいの丘公園（センター施設 講義室B）

ウ 玉川野球場（グラウンド・照明設備）

エ 東町スポーツセンター（第1体育室・照明設備、第2体育室、第1・第2武道場、弓道場）

オ 及川球技場

カ 猿ヶ島スポーツセンター（体育室、多目的室）

キ 南毛利スポーツセンター（体育室・照明設備）

ク 学校施設（夜間照明施設）

3 行政改革調査委員会及び市民との意見交換会でお示した改定（素案）

(1) 見直し対象施設

情報プラザ、斎場、保健福祉センター、市民交流プラザ、子ども科学館、文化会館、南毛利学習支援センター、七沢自然ふれあいセンター、市営自転車等駐車場、ふれあいプラザ、ぼうさいの丘公園（センター施設）、厚木公園野外ステージ、若宮公園テニスコート、荻野運動公園、中央公園地下駐車場、及川球技場、厚木野球場、玉川野球場、厚木テニスコート、市営水泳プール、猿ヶ島スポーツセンター、東町スポーツセンター、南毛利スポーツセンター、学校施設（夜間照明施設）

(2) 使用料等改定（素案）

ア 荻野運動公園

（単位：1時間/円）

■維持管理/運営手法：指定管理者 ■料金区分：利用料金制		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)		
		市内	市外		市内	市外	
体育館	専用利用	メインアリーナ（全面）	2,160	4,320	4,020	2,400	4,800
		メインアリーナ（2/3面）	1,440	2,880	2,680	1,600	3,200
		メインアリーナ（1/2面）	1,130	2,260	2,010	1,200	2,400
		メインアリーナ（1/3面）	720	1,440	1,340	800	1,600
		サブアリーナ（全面）	620	1,240	1,540	700	1,400
		サブアリーナ（1/2面）	310	620	770	350	700

イ ぼうさいの丘公園

（単位：1時間/円）

■維持管理/運営手法：市直営（委託） ■料金区分：使用料		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)	
		市内	市外		市内	市外
センター施設 講義室B		300	—	380	400	—

※市外料金は設定していません。

ウ 玉川野球場

（単位：1時間/円）

■維持管理/運営手法：市直営（委託） ■料金区分：使用料		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)	
		市内	市外		市内	市外
グラウンド		1,540	3,080	6,100	2,000	4,000
照明設備（全部点灯）		3,090	—	—	3,900	—
照明設備（2/3点灯）		2,060	—	—	2,600	—
照明設備（1/3点灯）		1,030	—	—	1,300	—

※照明設備については、市外料金は設定していません。

エ 東町スポーツセンター

(単位：1時間/円)

■維持管理/運営手法：指定管理者 ■料 金 区 分：利用料金制		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(案)	
		市内	市外		市内	市外
専 用 利 用	第1体育室 (全面 991 m ²)	1,230	2,460	4,630	1,500	3,000
	第1体育室 (1/2面)	620	1,240	2,315	750	1,500
	照明設備 (全面 全部点灯)	620	—	—	1,000	—
	照明設備 (全面 1/2点灯)	310	—	—	500	—
	照明設備 (1/2面 全部点灯)	310	—	—	500	—
	照明設備 (1/2面 1/2点灯)	150	—	—	250	—
	第2体育室 (305 m ²)	410	820	1,430	500	1,000
	第1武道場	510	1,020	1,950	700	1,400
	第2武道場	620	1,240	2,290	700	1,400
	弓道場	410	820	3,030	700	1,400

※照明設備については、市外料金は設定していません。

オ 及川球技場

(単位：1時間/円)

■維持管理/運営手法：指定管理者 ■料 金 区 分：利用料金制		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)	
		市内	市外		市内	市外
全面		2,060	4,120	6,810	2,200	4,400
1/2面		1,030	2,060	3,400	1,100	2,200

カ 猿ヶ島スポーツセンター

(単位：1時間/円)

■維持管理/運営手法：指定管理者 ■料 金 区 分：利用料金制		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)	
		市内	市外		市内	市外
専 用 利 用	体育室 (全面 1,064 m ²)	1,200	2,400	3,220	1,500	3,000
	体育室 (1/2面)	600	1,200	1,610	750	1,500
	多目的室 (288 m ²)	300	600	870	500	1,000

キ 南毛利スポーツセンター

(単位：1時間/円)

■維持管理/運営手法：指定管理者 ■料 金 区 分：利用料金制		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)	
		市内	市外		市内	市外
専用 利用	体育室（全面）	1,200	2,400	850	1,500	3,000
	体育室（1/2面）	600	1,200	420	750	1,500
	照明設備（全部点灯）	620	—	—	1,000	—
	照明設備（1/2点灯）	310	—	—	500	—

※照明設備については、市外料金は設定していません。

ク 学校施設(夜間照明施設)

(単位：1時間/円)

■維持管理/運営手法：市直営 ■料 金 区 分：使用料		現在の使用料		使用料 基礎額	使用料等改定(素案)	
		市内	市外		市内	市外
夜間照明施設		820	—	—	1,000	—

4 行政改革調査委員会からの答申及び市民との意見交換会における意見

使用料等の改定に向け実施した、行政改革調査委員会における審議及び市民との意見交換会の概要は次のとおりです。

なお、行政改革調査委員会からの答申及び市民との意見交換会の結果につきましては、市ホームページで公表しています。

(1) 行政改革調査委員会からの答申の概要

- ・改定額については、おおむね妥当と判断する。
- ・受益者負担については、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保することが基本的な考えであり、財源の確保ではないことを市民に丁寧に説明する必要がある。
- ・使用料等の改定に当たっては、その必要性や検討過程等について分かりやすく示した上、市民の意見を聴きながら進められたい。
- ・改定（案）の策定に当たっては、減免の基準等や他市の同類施設の使用料等を参考としている場合には、参考とした使用料等を示していただきたい。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的な影響を考慮して、改定の時期については慎重に判断されたい。
- ・施設利用者の利便性の向上を図るため、使用料等の支払いに係るキャッシュレス化についても検討されたい。

(2) 市民との意見交換会における主な意見等

ア 意見交換会の概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されていることを踏まえ、書面による意見交換会を開催し、4人から13件の意見等がありました。

イ 主な意見等の概要

- ・改定により増収する総額は。
- ・見直しの結果料金改定を検討する理由として「経費が増額している」ことを挙げている。経費の増額が理由であるならば、経営会議での答弁「受益者負担であって、財源確保のためではない」と一致しない。
- ・改定使用料（素案）の金額の根拠を明示してほしい。

※その他、使用料等の改定を予定していない文化会館に対する意見、公民館の有料化に対する意見がありました。